

沖縄県文化功労者表彰要綱

平成23年6月29日文化観光スポーツ部長決裁
平成26年9月9日一部改正
平成28年8月5日一部改正

1 趣旨

芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等沖縄の文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ沖縄県知事（以下「知事」という。）が表彰する。

2 表彰の時期

毎年、文化の日が属する11月に表彰を行う。

3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 多年にわたり芸術文化の向上、普及又は文化財の保存、活用に尽力し、文化の振興に顕著な功績のあった個人又は団体
- (2) 永年その業務に精励し又は献身的な努力を払い、芸術文化の振興又は文化財の保護に貢献した個人

4 被表彰者数

個人及び団体あわせて毎年15人（団体）程度とする。

5 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は、別に定める沖縄県文化功労者候補者推薦要領により県教育委員会、関係機関及び文化芸術関係団体等が行う。

6 文化功労者表彰に係る選考委員会の設置

被表彰者の決定は、上記5により推薦された者を審査するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

7 委員会の構成

委員会は、文化観光スポーツ部長、文化スポーツ統括監、観光政策課長、文化振興課長、空手振興課長、県立博物館・美術館副館長、商工労働部ものづくり振興課長及び教育庁文化財課長によって構成し、委員長には文化観光スポーツ部長を充てる。

8 表彰の方法

沖縄県知事表彰状を授与する。